

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目次

◇規則 鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
鳥取県営駐車場の管理に関する規則の一部を改正する規則

◇告示 保険医療機関の指定
保険医の登録(二件)

国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
の
争議行為を行なう旨の通知
農地法による土地配分計画の作成
解除予定の保安林(四件)

県営駐車場の駐車料金の徴収の事務の委託
都市計画の変更に係る案の縦覧

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

◇正誤 昭和四十八年十月十九日付鳥取県公報第四千四百八十七号等中訂正

規則

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十四号

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年十月鳥取県条例第四十四号)の施行期日は、昭和四十八年十一月二十日とする。

鳥取県営駐車場の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十五号

鳥取県営駐車場の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営駐車場の管理に関する規則（昭和四十六年十一月鳥取県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。
別表の表を次のように改める。

普通駐車料金	普通自動車	一回三〇分（三〇分未満の端数は、三〇分とする。）につき五〇円。ただし、一時間をこえるときは、そのこえる時間一時間（一時間未満の端数は、一時間とする。）につき五〇円
	大型自動車	一回三〇分（三〇分未満の端数は、三〇分とする。）につき一〇〇円
定期駐車料金	普通自動車	一月につき四、〇〇〇円

附 則

この規則は、昭和四十八年十一月二十日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百三三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十

二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
足立産婦人科医院	倉吉市上井町二丁目一〇の七	昭和四十八年十一月一日
戸 田 医 院	八頭郡那家町那家二三五	" "
足 立 医 院	西伯郡淀江町淀江七九〇	" 十 日
清水齒科医院	鳥取市立川町五丁目 一〇〇の一	" 九 月 十 七 日
石 原 医 院	西伯郡淀江町淀江六六五	" 十 月 二 十 三 日

鳥取県告示第九百四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
延々規夫	鳥医第一、八四九号	昭和四十八年十一月五日

清 家 涉	鳥医一、八五〇号	〃
河 野 一 郎	鳥医一、八五一号	〃

鳥取県告示第九百五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
丸 野 仁 久	鳥医第一、八一四号	昭和四十八年十月三十日
森 田 元 章	鳥医第一、八一五号	〃
藤 本 一 夫	鳥医第一、八一六号	〃
波 多 野 彰	鳥医第一、八一七号	〃
坂 本 惇 夫	鳥医第一、八一八号	〃
西 尾 昌 憲	鳥医第一、八一九号	〃
今 岡 友 紀	鳥医第一、八二〇号	〃
廣 田 高 明	鳥医第一、八二二号	〃

濱 島 博 哉	鳥医第一、八二二号	〃
網 戸 英 二	鳥医第一、八二三号	〃
松 尾 知 子	鳥医第一、八二四号	〃
河 野 慈 子	鳥医第一、八二五号	〃
日 和 佐 郁 子	鳥医第一、八二六号	〃
日 浅 芳 一	鳥医第一、八二七号	〃
佐 貫 裕	鳥医第一、八二八号	〃
高 田 一 太 郎	鳥医第一、八二九号	〃
山 口 明	鳥医第一、八三〇号	〃
青 木 博 美	鳥医第一、八三一号	〃
竹 原 直 秀	鳥医第一、八三二号	〃
今 本 惇	鳥医第一、八三三号	〃
永 瀬 英 雄	鳥医第一、八三四号	〃
上 原 和 博	鳥医第一、八三五号	〃
砂 田 きぬえ	鳥医第一、八三六号	〃

尾崎健一	鳥医第一、八三七号	"
工藤浩史	鳥医第一、八三八号	"
宮野陽介	鳥医第一、八三九号	"
山本敏雄	鳥医第一、八四〇号	"
川口廣樹	鳥医第一、八四一号	"
田中公晴	鳥医第一、八四二号	"
深田民人	鳥医第一、八四三号	十一月二日
岡野一廣	鳥医第一、八四四号	"

鳥取県告示第九百六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるのを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥医第一、八一四号	丸野仁久	昭和四十八年十月三十日
" 一、八一五号	森田元章	"
" 一、八一六号	藤本一夫	"
" 一、八一七号	波多野彰	"
" 一、八一八号	坂本惇夫	"
" 一、八一九号	西尾昌憲	"
" 一、八二〇号	今岡友紀	"
" 一、八二一号	廣田高明	"
" 一、八二二号	濱島博哉	"
" 一、八二三号	網戸英二	"
" 一、八二四号	松尾知子	"
" 一、八二五号	河野慈子	"
" 一、八二六号	日和佐郁子	"
" 一、八二七号	日浅芳一	"
" 一、八二八号	佐貫裕	"

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一、八四四号	一、八四三号	一、八四二号	一、八四一号	一、八四〇号	一、八三九号	一、八三八号	一、八三七号	一、八三六号	一、八三五号	一、八三四号	一、八三三号	一、八三二号	一、八三一号	一、八三〇号	一、八二九号
岡野一廣	深田民人	田中公晴	川口廣樹	山本敏雄	宮野陽介	工藤浩史	尾崎健一	砂田きぬえ	上原和博	永瀬英雄	今本惇	竹原直秀	青木博美	山口明	高田一太郎
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

"	一、八四九号	延々規夫	"	十一月五日
"	一、八五〇号	清家涉	"	
"	一、八五一号	河野一郎	"	

鳥取県告示第九百七号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長福田紀生から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

- (一) 労働時間短縮と時間外勤務割増率の要求に関する件
- (二) 退職金規則の要求に関する件
- (三) 労働災害特別補償規定改訂の要求に関する件
- (四) 製造部の交替勤務の要求に関する件
- (五) 職場環境改善の要求に関する件
- (六) 諸手当増額の要求に関する件

二 日時

昭和四十八年十一月二十五日午前八時四十五分からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社の経営するガス事業の全職場（鳥取市及び国府町）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第九百八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地		入植者 予定売 渡口数	増反者 予定売 渡口数	備考
		郡	町			
土地	逢坂外四（林ノ峯）	西伯	中山松河原	一		
土地	逢坂外四（門前）	西伯	名和門前	四		
土地	下 郷（森藤）	東伯	東伯森藤		三二、六〇四	
土地	下 郷（平和）	東伯	東伯金屋	一		
土地	下 郷（平和）	東伯	東伯杉下	四		
土地	大山演習場	西伯	中山岡		一	二二四

鳥取県告示第九百九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字曹源寺字岬平二五の四、二五の四〇（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字小代路六七三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字小代路六七三の三四(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

道路敷地とするため

二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字上西谷字オノ神平三八二の五(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字蒲生字峠二五八三の五、字煤掃奥二五八四の二(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

無線設備建設用付帯道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の

規定に基づき、鳥取県営皆生温泉中央駐車場の駐車料金の徴収の事務を財団法人米子駐車場公社に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を變更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を變更する土地の区域

1 三・三・四日吉津四軒屋線

追加する部分

米子市上福原字下大境、東福原字北原ノ五、字北原ノ六、字北原ノ七及び字北原ノ八、西福原字大向屋敷通悪水之西ノ参、字北原関之貳、字大向堂之北ノ貳、字北原堀川端ノ貳、字北原堀川端ノ参及び堀川御建際並びに両三柳字御免地西、字市庵道西及び字幸助道西

變更する部分

米子市二本木字浜田及び字下海川、皆生字上野浪新田、字沖河端、字上沖林、字中沖林、字東雁座、字西雁座、字小バエ及び字沖大境、上福原字北浜新田之壹、字北浜新田ノ四、字北浜開及び字北浜沖開、東福原字沖林ノ壹、字沖林ノ貳及び字沖林の参、西福原字堀川尻甲、字堀川尻乙、字堀川尻丙、字堀川尻丁、字堀川尻戊、字堀川尻己及び字堀川中並びに、両三柳字堀川、字平八通西、字三右衛門道西北、字平左衛門道左右、字代吉郎道西、字御免地東、字御免地西、字新川西、字幸助道左右、字治平道左右、字忠次郎道西、字深池尻中通外、字深池、字山中庄助沖通、字三保向ノ一、字三保向ノ二、字山中六郎兵衛屋敷通、字高木灘道西、字山中新川、字文平沖通、字川崎境、字三柳境沖ノ壹、字大木落沖、字沖通り及び字矢倉灘道西並びに日吉津村日吉津及び富吉

2 三・四・六米子港両三柳線

追加する部分

米子市両三柳字三右衛門道西北

3 三・五・一米子駅境線

追加する部分

米子市安部字清水尻灘、彦名町字流田川、字中通二、字中通三、字中通四、字中通五及び字中通六並びに葭津字荖里塚沖、字枘田、字中川灘、字後灘及び字浜道
變更する部分
米子市安部字清水尻中、字清水尻西及び字船入、彦名町字二番

川、字三番川、字葉師下、字四番川中、字四番川、字澤、字神社前、字新堀道二、字流田川中、字流田川一、字乗越川、字高瀬川、字学校下一、字高瀬一、字大吉一、字藪中下一、字若屋下一、字後藤川上一、字後藤川下一、字大谷下一、字中村下一、字堂ノ下一、字古池通一、字古池通三、字古池通四、字古池通五、字古池通六及び字中通一、大崎字境中道西、字三拾間割、字六ツ割南中道西、字六ツ割北中道西、字大沢内下来南、字大沢川南伊平堀、字大沢川北久兵衛堀、字中通西善吉堀、字善吉後用水川北中道西、字大繩川南中道西、字大繩川道北、字大森下、字荒神前、字荒神川東、字荒神後及び字作兵衛川南葭津境、葭津字境目、字跡落、字北跡落、字荒神前、字山下灘、字外堀前、字貫地田及び字志呂並びに大篠津町字美保

削除する部分

4 三・三・五葭津和田町線

追加する部分

米子市彦名町字大吉及び字古池通二並びに葭津字菴里塚、字栗研山、字下口、字山下及び字西二子山

米子市葭津字跡落、字北跡落、字塚山、字四拾間割及び字正門通、大崎字横山並びに和田町字西広場、字西美保、字東美保、字横道西、字横道東、字東荒山、字高稲子、字元屋敷、字曲り沢、字南高稲子、字イガラ沢、字堂前、字塚灘、字新川、字新川尻及び字上松中東

二 都市計画の案の縦覧場所
米子市中町二〇 米子市役所

三 縦覧期間
西伯郡日吉津村日吉津八七二ノ一五 日吉津村役場
昭和四十八年十一月二十一から昭和四十八年十二月四日まで

鳥取県告示第九百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、気高町から気高都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百十六号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号(鳥取県収納代理金融機関の指

定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年十一月二十日 鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社扶桑相互銀行米子支店 米子市加茂町二丁目 株式会社山陰合同銀行米子支店」を
「株式会社扶桑相互銀行米子支店 米子市加茂町
株式会社扶桑相互銀行米子東支店 米子市上福原

二丁目 株式会社山陰合同銀行米子支店

に改める。

字大北浜 株式会社山陰合同銀行米子支店」

正 誤

一 昭和四十八年十月十九日付鳥取県公報第四千四百八十七号中次の箇所
に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 下 四 第五十四号 第五十五号

二 上 一 第五十五号 第五十六号

二 昭和四十八年十月二十六日付鳥取県公報号外第四十七号中次の箇所に
誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 上 終わりから四 第五十五号 第五十七号

一 下 七 第五十六号 第五十八号

三 昭和四十八年十一月十三日付鳥取県公報第四千四百九十四号中次の箇
所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 下 六 第五十七号 第五十九号

二 上 終わりから三 第五十八号 第六十号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】